

副記

出

此等の財界の不況は終に製糖所の一及び豫ねてより再三諸君に御訴えはし如く何等の要うた経営方法を行使すべしに到致立ち行かぬこととなりたるは諸君に御訴作所の苦慮を訴えしを製糖所の更生の爲めの御考慮を致した次第でありませし諸君の御回答が意外にも予期に及して居りたりと御後の決心した次第でありませし事の出発を遂に不本意乍ら工場閉鎖をせざることを最後の決心した次第でありませし勿論工場閉鎖と云ふは工場閉鎖と云ふは以上工場法による不本意は差上げませし上は人に心持ち大いにはありませしと御訴を差上げませしと思ひませしは不満足ではありませしと製糖所の目下の窮状に御同情下さりませしと工場閉鎖の止むなきことを御了願せられたと思ひませし

高き工場は閉鎖致しませした次第でありませしと工場建物其他管理の都合上在東に寄宿舍居住の往來多量 以外の方の出入は固く御断り致しませしと然らば炊事も廢止せざるを御了願が諸君の御不便を慮り今月末日迄繼續し同以を以て廢止致しませしと其間の食料費は諸給與の中から安費を埋せませしと御了願を以て御知照させませし

昭和五年十月二十四日

代表者 花沢勲四郎

従業員諸君

券號第三九六二號

昭和五年十一月

總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 吉田 茂 殿

各廳府縣長 官 殿

(北海道、青森、大板、神奈川、兵庫、愛知、靜岡、福岡)

5. 11. 6
1872

東京真綿工場勞働争議ニ關スル件 (十月三十日迄) (第二報)

要旨

- (1) 廿六日田員手名工場主と顧問との要領不符
- (2) 廿九日勞資會見セルが交渉運成セズ
- (3) 争議目録廿六日工場主と工場得意先訪問の在國光の十七名模範セルと挫折
- (4) 争議目録ニ内容アリ三十日因長鈴木然脱出ス

首標券働争議前報後ノ状況左記ノ通ニ有之及中(通)報候也